

学生による移動教室プロジェクトの試み

—教員養成課程における法律関連の授業科目より—

教育学部
上田 理恵子

1. はじめに

昨年度の『大学教育年報』でも特集が組まれたように、学生の能動的な活動を取り入れた授業や学習方法(いわゆるアクティブラーニング)が、学問分野、地域を問わず試みられている¹。報告者の担当する科目についても例外ではない。教員養成課程も含め、法学部以外の大学生を対象として「法律学」を講じるにはどのような内容がふさわしいか、2015年9月の法と教育学会でも、分科会が複数成立するほどとなった²。教員養成課程の授業については、学校教育現場における社会科や公民科教員養成を念頭に、憲法教育を中心とするという主張、各専門分野に直結して法学の基礎知識を確実に定着させるべきだとする意見、模擬裁判や討論から裁判員教育プロジェクト、選挙年齢の引き下げを見据えての主権者教育等、数多くの実践が紹介された。共通点として記憶に残るのは、座学だけではいけないこと、グループ作業を重視すること、出前授業や移動教室を取り入れるなど、「参加型」の授業が目指されていたことである。

それらのなかで、とくに地方国立大学に求められる地域連携を意識した二つの報告があった。一つは岩手大学教育学部の取り組みで、地元の少年矯正施設と連携し、出前教室を取り入れている³。もう一つは、弘前大学の取り組みで、教育学部と人文学部の教員による学部横断型の授業である⁴。地域の課題に関わる専門機関を招いて現場経験に根差したレクチャーを行い、それを踏まえて学生たちがグループ毎に調査を実施してレポートを作成し、提言をまとめて報告会を開催する。「学部横断型」「地域連携」「学生の主体的な学び」が組み合わされた取り組みである。今年度の課題例は少年非行であり、招かれた地域の専門家は県庁職員、保護観察官、家庭裁判所調査官、学校教育センター職員とのことであった。

同じく昨年度の『大学教育年報』には、地域志向型科目の調査報告も掲載されている⁵。それによれば、フィールドワークには課題が多い。筆頭に挙げられるのは関係者間の調整、時期や期間の制約、準備や実施の労力と予算である。加えて継続的な教育プログラムとして実施することの困難さも指摘されている。それでも、社会連携科目等も含め、地域志向型の教育プログラムの開発が続けられるのは、得られる効果が大きいと認められるからであろう。何より、現場に出向くことによって、学生は実感をもって理解することができる。さらには、明確な動機づけと成果物が課されることによって、学生がやりがいを見出し、集中し、能動的に活動するようになる。さらには、自分の住む地域の特性を知り、ひいては自分のアイデンティティの確認につながる点が重視されていた。

学外から出前教室や移動教室を利用する取り組み自体は、すでに多くの授業で実施されている。報告者も自身の担当科目の中に地域の法関連機関・団体による出前教室や移動教室はたびたび導入してきた。ご協力を得た方々は、熊本県弁護士会、熊本県司法書士会、熊本県消費生活センター、熊本市消費者センター、金融広報中央委員会、熊本地方検察庁、熊本地方裁判所、熊本家庭裁判所、日本司法支援センター(通称法テラス)、熊本刑務所等、多岐にわたる⁶。

これに加えて一昨年度からは、移動教室先の選択・準備・実施・事後の報告書作成までの一連の過程を受講生自身に担当させてみることも始めてみた。そうしたのは、二つの、ごく実用的な理由からである。

一つには、社会科教員の免許を取得しようとする学生には、社会科見学で代表されるように、校外学習を計画・実施する機会が多かろうと考えてのことである。「法教育」の推進に伴い、教科書では法や司法に関する記述も増えてきた。最近では司法機関の側でも市民向け、小中学生向け見学プログラムなど、さまざまな取り組みが実施されている⁷。しかし、他の分野に比べれば、学生たちにとって、どうしても法関連施設は、遠く、授業で指示されるなどのきっかけも必要である。所属学科で社会科教員免許を取得する学生たちのためには、すでに現地調査を内容とした科目も複数用意されている。学生たちは、校外学習には馴染んでいるのだ。それなら、社会科教員希望者が法制度や司法作用を理解する方法も、彼らが馴染んだ方法を導入できないかという考えにいたった。もう一つの理由は、関係者との調整、時間の制約という地域志向型の実践につきものの課題を、学生たちがどのように克服するか、その過程で学生たちが社会性を身に付けてくれないかと期待したことにある。言うまでもなく、学生たちにも部活動やサークル、アルバイトを通して、社会と接する機会は少なくない。さらに、教員養成課程の学生は教育実習でも鍛えられる。しかしながら、機会は多い方がよい。

とくに「授業のパラダイムシフト」を意識して始めたのではなかったが、学期も終わろうとする現在、アクティブラーニングや地域指向型の教育プログラムで目指されたことにもつながる効果、課題が見えてきた。

そこで本報告では、今年度の担当授業の中で、移動教室がどのように準備・実施されてきたか、その一端を紹介することで、学生が能動的に参加する移動教室という取り組みから、従来に加えて新しい長所や課題の発見に供したい。

2. 授業の概要

2.1 実施要領

2015年度の実施日程は概ね表1の通りとなった。移動教室の実施にあたっては、日程調整のため授業計画として提示したものから授業内容が変更されていることをおことわりしておく。

テキストは特に指定しないが、演習室に揃えてある文献、定期刊行物、関連サイト情報は一覧表にして全員に配布してある。

受講者は16人(3年生)、いずれも主専攻または副専攻で中学校社会科教員免許、選択で高等学校公民科の免許を取得する予定である。4名ずつ4つのグループに分かれてもらった。

評価方法は①授業への積極的参加態度(20%)、②移動教室参加状況・報告会への参加状況(20%)、③グループ別報告書

表1. 2015年度法律学特講実施内容

回	授業内容
第1回	ガイダンス
第2回	(講義) 法教育の動向
第3回	司法制度を教える授業実践例紹介 模擬裁判体験 (『昔話法廷』を素材として)
第4回	(講義) さまざまな紛争解決手段—交渉・調停
第5回	模擬調停体験
第6回	模擬調停の続きと振り返り
第7回	事前学習 (熊本少年鑑別所)
第8回	移動教室 (同上)
第9回	事後学習 (同上)
第10回	事前学習 (熊本家庭裁判所)
第11回	事前学習 (熊本地方検察庁)
第12回	移動教室 (家庭裁判所見学)
第13回	移動教室 (検察庁見学)
第14回	報告会
第15回	移動教室 (熊本刑務所)

(移動教室・報告会)(30%),④授業全般についての振り返りレポート(各自)(30%)の四つの要素をいずれも概ね6割以上を満たすことで合格とした。

グループ別報告書(③)の評価項目として示した基準は、実施要領、問題設定、準備・実施・実施内容の考察内容の明記、情報源の明示、文章の体裁や表現、グループ全員の関わり方が明らかになっているかである。

個人レポート(④)は、授業全体の中からテーマを見つけ出し、「振り返り」を報告することとした。テーマに対する考察(視点、姿勢、観察、論理・思考の展開、比較対象・関連づけ・位置づけ)、レポートとしての形式面(参考資料の明示方法、体裁、文章表現)から総合的に判断する。

15回のうち前半は、担当教員が準備した内容の講義や作業が中心となる。模擬裁判(とくに模擬評議)、模擬調停、司法制度を対象とした授業実践例の紹介である。模擬評議・調停はグループごとに実施させ、評議や調停での話し方について工夫を促してみた。講義については、事後評価を各回の授業の終了時にグループ課題として持ち帰らせ、翌週に発表させた。

2.2 移動教室準備に関する注意・配慮事項

移動教室についてガイダンス時に与えた指示は、以下の5点である。①計画、申込(訪問先との連絡)、報告書作成まで、グループで担当すること、②実施先から許可していただければ全員参加とするが、先方のご要望によってはグループ別の訪問でもよいこと、③授業の都度、進捗状況を報告すること、④先方と連絡する過程で必要があれば、すぐに教員に相談すること、⑤実施先が重複する場合、報告書作成はテーマを工夫して別々に作成すること。

注意事項としては、まず過年度の実施先を紹介し、各機関については、ホームページ等で予め申込方法の有無を確認し、記載がある場合はそれに従うこと、不明の場合は、県外でもよいので、見学を認めた例があるかどうか、リサーチしたうえで電話照会してみることも示唆した。これに加えて、たとえ見学を許可されても、大変にご多忙のなかを対応して下さるため、先方が予定を組みやすいよう複数の候補日を挙げる、自分たちが遅刻してご迷惑をかけないように時間帯は余裕を持って設定する、何をどこまで調査したいのか、具体的に文書で説明できるまで、グループでの検討を重ねるようにと注意した。

実施先は必ずしも「司法機関」にこだわらないことも伝えた。例えば、公共図書館の中には、行政・法情報の提供に関連した取り組みも紹介されている⁸。熊本ではどうなのか、比較することもできよう。博物館や記念館といった社会教育施設を選択肢に加えてもよいことにした⁹。あるいは、裁判所や法曹団体または学校が実施する行事に参加してもよい。現に、志學館大学の学園祭では毎年恒例の模擬裁判が開催され、地域住民を取り込んで好評を博している¹⁰。

最終的に確定した実施先は、熊本少年鑑別所、熊本家庭裁判所、熊本刑務所、熊本地方検察庁となった。いずれも、施設は快くご対応いただき、見学日程・内容が決められた。少年鑑別所・家庭裁判所・刑務所では施設・関連業務に関するレクチャー部分と施設見学に分けられる。検察庁では、模擬取り調べを体験させていただいた。

時間割について心がけたのは進捗状況の報告と事前学習の機会の確保である。これに対して、事後学習と報告会については、報告書作成のための機会として位置づけ、実施先の日程調整に応じて柔軟に対処せざるを得なかった。実施が2月にずれこんだグループには、過年度の報告書をふまえた調査結果を、報告会で発表してもらった。

2.3 実施状況 —熊本少年鑑別所見学を例として—

本報告作成中の時点では、少年鑑別所、家庭裁判所、検察庁の3か所について移動教室を終了している。

このうち、今回初めて実施されたのが少年鑑別所への移動教室である。したがって、他のグループと異なり、過年度の実施例はない。しかし、日程調整は順調に進み、事後学習、報告会までを終えることができた。そこで、実施状況について、受講生による記録を中心に紹介する。

まず、このグループが見学を希望する理由は、「どのような日課があるのか想像がつかないため実態を把握したい」こと、少年が一時逃走した事件が記憶に新しいから、とのことであった。教員養成課程に学ぶため、司法制度のなかでも児童・少年に関する内容には関心が高い。別の授業においても、今回の科目の前半部分でも、少年事件手続について、概略は紹介してある。だからといって、「わかりやすい」少年事件手続の流れの概略図も、少年鑑別所に関する文献やネット情報のどんな簡潔な説明も、彼らを納得させるにはいたっていなかったことがわかる。

このグループは電話照会も早く、二週間後には、見学の日程調整・プログラムに関して先方からの連絡待ちという報告ができていた。さらに事前学習として、自分たちで鑑別所の説明・少年事件手続の流れ・鑑別所の業務について調べ、質問内容も考えてきた。地域・他機関との連携や日課、カウンセリングの方法が挙げられていた。当日、鑑別所の職員からも指摘されたように、この段階で出された質問は、鑑別所について何も知らない状態でもできる内容である。しかも、別の授業で家庭裁判所調査官の話を聞いた経験のある者もいたためか、家庭裁判所、少年院と混同している節もあった。しかし、教員を目指す自分たちと司法職員とで、少年との関わり方がどのように違ってくるのか、子どもたちはこの施設の中でどのように過すのか、気になって仕方がないらしい。これを教育的愛情の萌芽と受け取ってはいけなだろうか。

当日は、施設見学とレクチャーで構成したプログラムを組んでいただいた。事後学習時に発表させた感想によれば、施設内の見学については、図書室や心理テスト室、面談室、居室にまで入らせていただけたことを感謝している。その施設では、「絶対にやってはいけないこと」(例えば脱走)というきまりがあることも、その「脱走を防止するために」塀を高くしてあることも説明された。しかし、それよりも学生たちが注目したのは「拘束されていることを和らげるように」配慮されている点である。施設が「とてもきれい」なこと、「静かなところで落ち着いて過せる」こと、中庭に花が植えられていたこと、「マンガも週末には読める」こと、居室にはテレビやぬいぐるみまであったことなど、実によく覚えていた。

レクチャーの内容は、「鑑別所とは何か」に始まり、想定事例に即しての業務内容、職員の試験案内まで含まれていた。事前学習で読んでいるにもかかわらず、鑑別所が教育施設でないことを強調されると、学生たちは驚いていた。それでいて、入所前と後で子どもたちが劇的に変化するという指摘に続く説明こそ、学生たちにとっては眼目であった。おそらく教職科目で耳にしたことがあるはずのヴィゴツキー(Lev Semenovich Vygotsky, 1896-1934)による「発達の最近接領域」理論やケリング(George L. Kelling, 1935-)の「割れ窓」理論にも言及されたせいもあるだろうが、大人の「一押し」により、観護措置という特殊な時空間で少年の内面に変化を促すという内容に感銘を受けたようである。

翌週の事後学習では、参加者からのコメントやさらなる質問、教員からの補足説明を、担当の司会で進める。最終日の報告会と学期末の報告書に活かすのがねらいである。

報告会で担当グループの学生発表時に用いたスライドを文末に挙げておいた(APPENDIX)。レクチャーと見学双方の内容が組み合わせられている。

3. 考察

3.1 効果

移動教室の準備から実施までを振り返り、現時点で認められる効果として、授業の形態から得られた効果、移動教室の目的と関連して得られた効果に分けて指摘しておきたい。

前者について、準備から実施までを自分たちで担当させたことにより、学生たちは作業に主体的に取り組んでいた。自分たちが、なぜそこへ行きたいのか、どのように準備するのか、実施先から説明を求められれば、懸命に答えなければならない。また、冒頭で指摘されていたとおり、確かに時間や労力がかかる。実施日程の調整も難航する。事前学習、事後学習の時間を授業内にとれなければ、参加者にアンケート調査をすることで代替する、といった工夫も必要となる。また今回は授業の間に移動できる範囲の公的機関ばかりだったために問題とならなかったが、費用がかかる場合もある。それらの一つ一つを実感しながら対策を考え、先方との連絡の過程では、いわゆる社会常識も学びながら、地域の司法関連機関について理解を深める目的は、ある程度達成されているとみてよい。

後者との関連で認められる一つ目の効果は、直接に関わっておられる地域の専門家から、教員とは異なるさまざまな視点や立場での地域や子どもたちへの関わり方を実感できた点である。例えば少年鑑別所で見ると、司法機関である以上、機能に地域差が出てはならない。それでも、赴任先が変わると「非行少年の空気」も変ること、郷土ゆかりの偉人や文学作品に言及され、学生たちに対して地域理解を深めるよう促されていた。こうしたエピソードも含め、二つ目の効果としては、専らネット検索に頼っていた事前学習に対して、学生たちも、ようやく文献情報の意義を認めるようになってきたことを挙げておきたい。関連法規を確認すること、新たな視点や理論を報告書で説明できるようになるために、関連する分野、例えば少年法の基本文献を参照しようとする姿勢も見えてくる。その視点の例としては、成人の刑事手続に明記されている人権保障規定との比較、「拘束」を伴う観護措置と緊張関係にある少年の人権保障などが挙げられよう。

3.2 課題

何よりもまず、学外の諸機関・施設への配慮である。授業者にしてみれば、すべてを自分で企画した方がよほど気楽である。今回も失礼がないか、気が気でなかった。移動教室実施先のうち三つについては過年度に、教員側から移動教室を依頼したことがある。申込み手順が確認できていたので、注意や確認が容易であった。新しい実施先には、電話をかけて趣旨説明もさせていただいた。幸い、連絡・交渉にあたった学生たちは皆、礼儀正しかったようで安堵した。今後も、先方を驚かせないように、迷惑をかけるないための準備をしておく必要がある。

次に、グループ内の連携や作業量に差がついてしまう場合があることがわかった。本報告で紹介したグループは比較的まとまりがよかったが、4名ずつという少人数で構成していても、差はでてくる。授業者の「介入」の仕方や「話し合いに入っていけない人」への対応について、時間内の作業ならばアクティブラーニングの経験者によるアドバイスも参考となる¹⁾。それらを、継続した活動について応用するための工夫が必要となろう。関連して、評価規準や方法についても検討の余地がある。

さらに、実施先と自分との関わりについて考察をどこまで深められるか、定かではない。事後学習で新たな視点について指摘すると、熱心には聴いてくれるようになるが、不安は依然として残る。実務法曹の方からうかがった表現だが、「見えないもの」を思いやることができるようになるか。少年鑑別所に

ついてみれば、彼らが素直に感動していただけるのは、見学している学生たちが社会ルールの中で生活することを苦にしていないからであろう。しかし、これを対象少年の目線からも見ることができるようになるだろうか。また、例えば、鑑別所を出てからも「変れない」少年がいることをどのようにとらえるか。教員ならば、教え子たちがここにお世話にならずに済むよう、指導しなければならないと気づいているのだろうか。

最後に、時間差で反応が出てくる点についてである。当日は質問をうながされても黙りがちだったのに、事後学習になって、また、それよりは最終日の報告会になってから、次々と質問が寄せられたのが意外だった。なかには、当日だったらすぐにも先方にお答えいただけたはずの内容もあった。そのため、事前学習だったのに、と思わないでもない。ただ、遅れてでも質問が出てくることを評価すべきなのかもしれない。「補足質問を先方に、書面でしてもよいだろうか」と、担当グループのひとりから相談された。調査を進める姿勢が生まれてきたとみえる。そこで、この点は、できれば効果にも算入したい。

4. おわりに

以上、教員養成課程における選択科目の一つ「法律学特講」の授業で扱った移動教室について報告してきた。科目の位置づけや時間によっては、学生たち主導の移動教室は難しいだろう。それ以外の課題も少なくはない。しかし、課題を克服してでも取り組みたい効果がある。さらに、課題を克服していくことで得られる効果もある。本報告で扱った授業の進行は、決して順調ではなかった。それに、まだ最終報告書の提出前でもある。それでも、学生たちが少しずつ学びを深めて行くのが確実なら、少し悠長に進む授業も、なかにはあってもいいのではないだろうか。

最後に、冒頭で紹介したように他大学の実践例では、地域と連携した移動教室や出前教室と報告書作成の組み合わせを、学部横断的な授業で行っている実践例もある。その可能性を、今後の課題として指摘しておきたい。

注

- 1 アクティブラーニングについて、熊本大学大学教育機能開発総合研究センター(2015)『大学教育研究年報』第18号の特集に加え、最近の文献として小林昭文ほか(2015)『現場ですぐに使えるアクティブラーニング実践』産業能率大学出版部を参照。
- 2 法と教育学会第6回学術大会(2015年9月6日(日)会場：早稲田大学)のプログラムについては、以下のURL参照。<http://gakkai.houkyouiku.jp/activity.html>(2016年1月29日最終閲覧)；すでに刊行された先行研究として橋本勇人(2010)「医療・福祉・教育系大学における法学・日本国憲法教育のあり方(第1報)―新たな法教育の流れの中での幼稚園教諭・保育士養成課程の課題」川崎医療短期大学紀要30, 47-53。
橋本勇人(2011)「医療・福祉・教育系大学における法学・日本国憲法教育のあり方(第2報)―社会福祉養成の課題」川崎医療短期大学紀要31, 57-62。
- 3 菊地洋(岩手大学教育学部)教育学部に求められる「法学教育とは―地元の少年矯正施設などと連携した「法学教育」の試み」(注2)第9分科会報告。
- 4 宮崎秀一(弘前大学教育学部)・平野潔(弘前大学人文学部)「地域の専門家と連携した大学における法教育の可能性」(注2)第10分科会報告。
- 5 本間里見・内山忠(2015)「地域志向型科目の開発」大学教育年報 第18号 57-68。
- 6 実施内容の一部を紹介したものに、拙稿(2008)「法教育担当者養成に向けた授業づくりの試み―裁判員制度に関する熊本地方裁判所出前講座の利用を通して―」熊本大学教育実践研究, 第25号, 113-118；同(2012)「教員養成課程向け法学関連授業における熊本地方検察庁の出前教室の活用」熊本大学教育実践研究, 第29号, 139-143；同(2012)「教員養成課程における法教育の担い手の養成にあたって―教科専門教育担当教員の視点から―」法と教育, 第2号, 87-95；同

(2013), 法教育について教員養成課程の学生と考える. 熊本大学教育実践研究, 第30号, 123-129.

7 県内での実務法曹界では, 例えば熊本地方裁判所では学校ごとの依頼に応じて見学会の実施に加え, 平成27年度には「夏休み親子見学会」の企画もある (<http://www.courts.go.jp/kumamoto/kengaku/mogitaiken/kengaku/index.html>最終閲覧日2016年1月29日). 熊本地方検察庁による小・中・高校生を対象とした移動教室・出前教室の案内については (<http://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/kumamoto/pr.html>最終閲覧日2016年1月29日)を参照. 熊本県弁護士会法教育委員会による小・中学生向け法教育セミナーも今年で10年目に入る (<http://www.kumaben.or.jp/about/committee/comm15.html>最終閲覧日2016年1月29日).

8 例えば日置将之「国内の公共図書館における法情報提供サービス」カレントアウェアネスNo.305.

9 報告者の念頭にあったのは, 例えば, 国立療養所菊池恵楓園やリデル・ライト記念館のような博物館・記念館を訪問してハンセン病に関する歴史や法制について考える機会とすることであった。すでに本学で実施された例もある。

10 杉山和之(2015)「模擬裁判の法育効果について」九州法学会会報, 9-13.

11 小林昭文ほか(2015)(注1), 218-221.

APPENDIX

学生による報告会用スライド資料

鑑別所で少年たちが 得たものとは

～少年鑑別所を見学して～

8班 加藤駿吾 高橋春菜 木下美優 馬場千里

○鑑別所に来る少年たちの特徴

- 学校でつまづく
- よく叱られる
- 陰性感情をもつ
- 大人への不信感を持っている

○鑑別所を出所する少年たちは...

- 表情が変わる
- 大人とはじめてちゃんと話した
- 規則正しい生活習慣が身についた
- 本を読むのが楽しい!

○鑑別所は教育機関ではない!!

- ・少年の矯正教育は少年院の役割
- ・少年鑑別所はあくまで少年の鑑別や保護をする機関

→ではなぜ少年や鑑別所の職員は変化を実感できるのか?

○鑑別所での生活

・一日の流れ

7:30	8:30	9:30	10:30	11:30	12:30	13:30	14:30	15:30	16:30	17:30	18:30	19:30
起床 洗面	朝食 点呼	運動	面接 心理検査	昼食	学習支援 講和	面会	静寂 入浴	夕食	点呼	日記記入	読書	就寝

- ・ストレス発散やリフレッシュの場として 運動を1日1時間としている
- ・課題に取り組み、集中する力・継続する力を育む
- ・日記を書くことで気持ちを整理する

⇒落ち着いた気持ちで審判を受けられるよう規則正しい生活を送っている

○鑑別所での生活

- ・居室や施設の様子
居室では必要以上の音を立てることも禁止されている
→無用な刺激を減らし、心を安定させる
自分とじっくり向き合う時間を得られる
- ・鑑別所の構造が口の字型になっている
割れ窓理論
→逃げたいという気持ちを生まない

⇒無用な刺激を減らすことで無駄な時間を作らず、心の安定を図る

○法務教官や法務技官と 少年たちとの関わり

- ・法務教官・・・観護 法務技官・・・鑑別(相談・助言)
- ・鑑別面接は対人援助の起点に立って行われている

在所者

← 鑑別

法務技官

- ・自己理解を深める
- ・更生の意思を確認

・自ら選択してこの場にはいない、自分は困ってなどいないと考える少年たちの話を聞く(聴く、訊く)

○まとめ

1. 衣食住の整備・保障
2. 無用な刺激の制限
3. 物的な装置

+ 援助(大人の関わり)

↓

自分を
見つめる機会

↓

自己理解、更生の意欲